

# 居宅介護支援運営規程

この運営規程において、社会福祉法人高田福祉会が開設する悠久の里居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## （事業所の目的）

第1条 要介護者に対して、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 当事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏ることないように公平かつ中立に実施する。

3 事業の提供にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター等との連携に努める。

## （事業所の名称）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 悠久の里居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の所在地 新潟県上越市とよば186番地

## （従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
  - ・管理者は介護支援専門員の資格を持つ者とし、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1人以上
  - ・介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

## （営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）年末年始（12月29日～1月3日）を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

## （居宅介護支援の提供方法）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。
  - ア 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供する。

イ 利用者の家族の希望や課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

これを、原案に位置付けられた居宅サービス提供担当者を召集して行われる会議において、各担当者から専門的意見を聴取し、指定居宅サービス計画の原案を修正する。

ウ イにより作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。

エ 居宅サービス計画は、主治の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。

オ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象外サービスのみならず、介護保険対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービス利用も、努めて盛り込むように配慮する。

カ 前6ヵ月間に作成した居宅サービス計画における各サービスの割合及びサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を説明する。

- (3) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。

また、利用者が介護保険施設への照会など便宜を図ることとする。

- (4) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう、説明することとする。
- (5) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事業所内とする。
- (6) 使用する課題分析票の種類は、居宅介護サービス計画ガイドラインに準ずるものとする。
- (7) サービス担当者会議の開催場所は、第3条に規定する事業所内とする。
- (8) 介護支援専門員の居宅訪問とモニタリングの結果記録の頻度は、月1回を目途とする。

#### (利用料)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 居宅介護支援に要した交通費は、徴収しない。
- 3 その他の費用の徴収が必要となった場合は、当該サービス等の提供前にその都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- ①上越市（旧上越市、板倉区、清里区、三和区）
- ②妙高市（旧新井市）

(その他運営にあたっての重要事項)

第9条 居宅介護支援事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に居宅介護支援を実施できるように、職員の勤務体制を整備する。

なお、研修は次のとおり設けるものとする。

- ①採用時研修 採用後1か月以内に実施
  - ②継続研修 年2回以上実施
  - ③その他研修 県・市等が主催する研修会に参加
- 2 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
  - 3 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。
  - 4 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔保持及び健康状態について管理を行うこととする。
  - 5 居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。
  - 6 居宅介護支援事業所は、感染症の発生及びまん延防止のため感染症防止委員会を3か月に1回以上開催し指針・マニュアルの整備見直しや年間2回以上の研修及び訓練を実施するものとする。
  - 7 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講じるためのBCPを策定し研修及び年間2回以上の訓練を実施するものとする。
  - 8 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会（担当は管理者）を開催し、指針を整備するとともに年間2回以上の研修を実施するものとする。なお、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
  - 9 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人高田福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この運営規程は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 第3条（2）の改正は平成25年12月1日から施行する。
- 3 第6条（2）カ、（6）、第9条第6項、第7項、第8項、第9項の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 第9条第6項、第7項、第8項の改正は令和6年4月1日から施行する。